

新させばっ子未来プラン（仮称）の位置づけの再整理

新させばっ子未来プラン（仮称）は、以下の計画を包含する計画として位置づけるものである。

	子ども・子育て支援事業計画	市町村行動計画	※ 母子保健計画
根拠法令等	「子ども・子育て支援法」	「次世代育成支援対策推進法」	「母子保健計画の策定について」 (平成8年5月1日厚生省児童家庭局母子保健課長通知)
趣 旨	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための行動計画	効果的な母子保健対策の推進を図るための市町村計画
計 画 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育の量の見込、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保内容 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における子育ての支援 ● 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ● 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ● 子育てを支援する生活環境の整備 ● 職業生活と家庭生活との両立の推進 ● 子ども等の安全の確保 ● 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健をめぐる現状 ● サービス提供の現状等 ● サービスの目標 <p>※平成17年度以降は、母子保健計画を次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の一部として組み込むこととされた</p> 